

議第49号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年4月24日提出

京都市長 門川大作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例
京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の3」に改める。

第9条を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)

第9条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次条及び第9条の3において「新型コロナウイルス感染症」という。）にかかり、又はかかっていると疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することを予定していた日（労務に服することができない期間（労務に服することができなくなった日から起算して3日間を除く。）に属する日に限る。）について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の当該被保険者に係る給与等の額の合計額を当該被保険者が労務に従事した日数で除して得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の3分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の区分に係る標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超える場合にあつては、当該額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

第3章中第9条の次に次の見出し及び2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金と給与等との調整)

第9条の2 前条第1項の被保険者が新型コロナウイルス感染症にかかり、又はかかっ

いると疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者であるときは、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が同条第2項の規定により算定した額（次条において「傷病手当金額」という。）より少ないときは、その差額を支給する。

第9条の3 前条に規定する者が新型コロナウイルス感染症にかかり、又はかかっていると疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等（給与等の一部を受けることができるはずであった者については、当該一部をいう。）の全部又は一部を受けることができなかつたときは、その全部を受けることができなかつたときにあつては傷病手当金額の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金額より少ないときにあつてはその差額を支給する。ただし、当該者について同条ただし書の規定による支給を受けているときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により支給した額は、当該被保険者を使用する事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京都市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第9条から第9条の3までの規定は、改正後の条例の規定による傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日以後市規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症にかかり、又はかかっていると疑われる場合において療養のため労務に服することができない被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する必要があるので提案する。